

# テーマでとらえる地方自治法

改訂版

# 地方自治法講義

A5判・312頁 定価：本体2,500円+税

著者：猪野 積

(旧自治省行政局行政課課長補佐、同理事官、公務員課長等)



本書の  
特色

- 地方自治法の「要点」が押さえられるよう、テーマごとに解説しています。
- 根拠法令を明記するとともに、参考判例も多数掲載していることでテーマに対する理解を深めることができます。

自治体の「実務」に目を向け、地方自治法がいか  
に密接に関連しているか  
理解できる解説

第180回国会で  
改正された事項  
についても解説

## 第10章 公の施設

### 第1節 公の施設の意義と利用原則

#### 1 公の施設の意義

公の施設とは、住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するために地方公共団体が設ける施設である(自治244①)。従前は、自治法上「営造物」という用語が用いられていた(国家賠償法2条では、現在でも「営造物」という用語が使われている)が、これは行政主体により公の目的に供される人的手段と一体となった物的施設を指す意味で用いられる概念であり、必ずしも一般に理解しやすいものではないので、昭和38年の自治法改正により、「公の施設」と改められたものである。公の施設をその要素ごとに分類すると、以下のとおりである。

(1) 住民の福祉の増進を目的とするものであること

住民の福祉の増進とは、広く公共の福祉の増進を直接の目的とすることを意味する。したがって、道路、都市公園、公民館、体育館、図書館、博物館、学校、上下水道、公営住宅等、行政分野のいかんを問わず、その利用によって直接住民の福祉が増進されるものは、すべて含まれる。その反面、競輪場や競馬場のように、その収益によって公共施設の整備等がなされる間接的に住民の福祉が増進されることがあってもその利用自体によって直接住民の福祉が増進されるものではないものは、公の施設ではない。

(2) 住民の利用に供する施設であること

公の目的に供する施設であっても、住民の利用に供しない施設は、公の施設ではない。したがって、庁舎、純然たる試験研究施設、留置場等は、公の施設ではない。その意味で、自治法上の財産区分としては、公の施設に供されている財産の大部分は、行政財産のうち公共用財産に属する。

(3) 当該地方公共団体の住民の利用に供するものであること

一般国民の利用に供する施設であっても、当該地方公共団体の住民の利用に供するものでない施設は、公の施設ではない。したがって、観光物産案内所や

同条②)。なお、議会には

研究のために図書室を附置し、物を保管しておかなければならないと規定されている。この図書室を一般に利用させることができない。なお、議会は、会議規則の定めるところにより協議又は調査を行うための場を設け、協議会等がその例である。

## 第5節 議会の運営

### 1 議会の招集(定例会と臨時会)

地方公共団体の議会は、地方公共団体の長が招集する(自治101①)。議会の招集とは、議会が活動をする前提として、議員を一定の期日に一定の場所へ集合することを要求する行為であり、自治法は、その権限を原則として長に専属させているのである。これを受け、議会の会議規則上、通常は、議員は招集日の開議定刻前に議事堂に参集しなければならない旨が定められている。招集される議会には、定例会と臨時会がある(自治102①)。定例会は、毎年、条例で定める回数(通常年4回である)招集しなければならない。臨時会は、必要がある場合にその事件に限り招集される(同条②③)。なお、臨時会に付議すべき事件は、長があらかじめ告示しなければならない(同条④)。このように、議会の招集権は原則として長にあるが、議会の議長は議会運営委員会の議決を経て、議員は定数の4分の1以上をもって、それぞれ長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる(自治101②③)。その請求があったときは、長は、請求のあった日から20日以内に臨時会を招集しなければならない(同条④)。議長又は議員による臨時会の招集の請求は、提案権が議会側(議員又は委員会)にある事件に関するものでなければならない。なお、平成24年の自治法改正により、議会側から臨時会の招集請求があっても長が請求のあった日から20日以内に臨時会を招集しないときは、議長が請求した場合(同条②)は、議長が招集することができ(同条⑤)、議員が請求した場合(同条③)は、議長は当該申出のあった日から都道府県及び市においては10日以内、町村



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560  
<http://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694  
Fax. 0120-302-640

# 目次

## 第1章 地方自治制度総説

- 第1節 地方自治の意義と役割
- 第2節 我が国地方自治制度の沿革
- 第3節 地方自治に関する法制度

## 第2章 地方公共団体の意義と種類等

- 第1節 地方公共団体の意義等
- 第2節 地方公共団体の種類

## 第3章 住民の権利と義務

- 第1節 住民の意義
- 第2節 住民の権利
- 第3節 住民の義務

## 第4章 地方公共団体の事務

- 第1節 地方公共団体の事務に関する基本規定
- 第2節 地方公共団体の事務区分の改正
- 第3節 自治事務と法定受託事務
- 第4節 市町村の事務と都道府県の事務
- 第5節 地方公共団体の事務処理に当たっての原則

## 第5章 条例と規則（自治立法権）

- 第1節 条例制定権の根拠
- 第2節 条例制定権の範囲の実質的拡大
- 第3節 条例制定権の範囲と限界

- 第4節 必要的条例事項
- 第5節 条例と罰則
- 第6節 条例の提案、議決、公布、施行
- 第7節 規則

## 第6章 議会

- 第1節 議会の地位
- 第2節 議員
- 第3節 議会の権限
- 第4節 議会の組織
- 第5節 議会の運営

## 第7章 執行機関

- 第1節 執行機関の意義と組織原理
- 第2節 長
- 第3節 長と議会の関係
- 第4節 長以外の執行機関（委員会又は委員）
- 第5節 長と他の執行機関との関係
- 第6節 附属機関
- 第7節 地域自治区

## 第8章 財務

- 第1節 会計年度及び会計の区分
- 第2節 予算
- 第3節 収入
- 第4節 支出
- 第5節 契約
- 第6節 現金及び有価証券
- 第7節 決算

- 第8節 時効
- 第9節 財産
- 第10節 財政状況の公表等

## 第9章 住民監査請求・住民訴訟と職員の賠償責任

- 第1節 住民監査請求・住民訴訟の意義と利用状況
- 第2節 住民監査請求
- 第3節 住民訴訟
- 第4節 会計職員等の賠償責任

## 第10章 公の施設

- 第1節 公の施設の意義と利用原則
- 第2節 公の施設の設置・管理

## 第11章 国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係

- 第1節 普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与等
- 第2節 国の関与に関する係争処理
- 第3節 自治紛争処理委員
- 第4節 地方公共団体相互間の協力関係

## 第12章 その他

参考文献

## コンシェルジュ デスク

コンシェルジュ デスクは、自治体実務に必要な法解説情報（逐条解説、確かなQ&A、行政実例 等）を集約したWEBサービスです。

地方自治法、地方公務員法、地方財政法、地方税法、の3,000件を超える解説をご提供します。

多様なリンク機能により「ワンストップリーガルリサーチ」を実現し、自治体業務で発生する様々な課題を解決に導くツールとして活用できます。

詳しくは →

[コンシェルジュデスク](#)

[検索](#)

CLICK!

お試し読み、お申し込みはコチラ



[第一法規](#)

[検索](#)

CLICK!

<クレジットカードでもお支払いいただけます>